

神川町マスコット「神じい」「なっちゃん」の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、神川町のマスコット「神じい」及び「なっちゃん」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「マスコット」とは、別表に定める名称及び図柄をいう。

(使用できる者)

第3条 営利を目的とする場合を除き、何人もマスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、マスコットの使用を認めない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠として独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他その使用が著しく不適當であると町長が認めるとき。

(使用承認申請)

第4条 営利を目的としてマスコットを使用する場合には、あらかじめ、マスコット使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、マスコット使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。
- 3 マスコットの使用承認期間は、最長2年間とする。
- 4 マスコットの立体物及び動画を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、第1項の承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコットを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、別に定める神川町マスコット「神じい」「なっちゃん」デザインマニュアルに定められたものとする。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) マスコットには、次に掲げるいずれかの表記を付すものとする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

ア 「神川町マスコット 神じい」(別表参照)

イ 「神川町マスコット なっちゃん」(別表参照)

ウ 「神川町マスコット 神じいとなっちゃん」(マスコットを一緒に使用する)

る場合)

(4) スペース等の関係で、前号の表記が難しい場合は、「(C) 神川町」の表記をもって代えることができる。

2 マスコットの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(3) マスコットを使用した商品を販売する者又は立体物及び動画を製作する者は、マスコット使用物件完成報告書(様式第3号)を提出すること。

(承認内容の変更)

第6条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、マスコット使用(変更)承認書をもって行う。

(権利設定の禁止)

第7条 マスコットを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 マスコットの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承することはできない。

(違反等に対する取扱い)

第9条 マスコットを使用している者が第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの告示に違反したときは、町長は、その使用の差止めの請求又は必要な指示等を行う。この場合において、マスコットを使用している者は、直ちに当該請求又は指示等に従わなければならない。

2 マスコットの使用承認を受けた者が第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの告示に違反したときは、町長は、その承認を取り消すものとする。この場合において、使用承認を取り消された者に損害が生じても、町長は、その責めを負わない。

(その他)

第10条 この告示に定めるものの他、マスコットの取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。



附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日告示第52号）
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月26日告示第96号）
この告示は、令和6年11月1日から施行する。

別表

名称	図案及び使用例
神じい	 <p data-bbox="703 1077 1098 1111">神川町マスコット 神じい</p>
なっちゃん	 <p data-bbox="671 1626 1129 1659">神川町マスコット なっちゃん</p>